

健康増進法により施設管理者等に課される義務及び違反時の対応(2020年4月～)

義務の内容	義務違反時の都道府県等の対応		左記の対応でも改善されない 場合の罰則（過料）
	指導・助言	勧告・命令・公表	
喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等の撤去	○	○	50万円以下
喫煙室の基準適合	○	○	50万円以下
施設要件の適合（喫煙目的施設に限る）	○	○	50万円以下
施設標識の掲示	○	—	50万円以下
施設標識の除去	○	—	30万円以下
書類の保存 （喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	—	20万円以下
都道府県等の立入検査への対応	—	—	20万円以下
20歳未満の者の喫煙可能場所への立入禁止	○	—	—
広告・宣伝 （喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る）	○	—	—